

独立行政法人国立美術館職員退職手当規則

平成 18 年 3 月 31 日

国立美術館規則第 20 号

[一部改正：令和 7 年 3 月 28 日 国立美術館規則第 9 号]

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成 18 年国立美術館規則第 16 号。以下「就業規則」という。）第 51 条の規定に基づき、職員（身分を保有したまま派遣され又は出向してきた者を除く。以下同じ。）が退職し又は解雇された（以下「退職等した」という。）場合に支給する退職手当について基準を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、職員が退職等した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

- (1) 職員として引き続き在職した期間が 6 月未満の場合（次条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。）
- (2) 就業規則第 22 条第 2 項の規定により解雇された場合
- (3) 就業規則第 39 条第 6 号の規定により懲戒解雇された場合（退職等した後、在職期間中の行為に関して懲戒解雇相当との決定がされた場合を含む。）

2 退職手当は、本人又はその遺族の指定する預貯金口座に振込むことによって支払う。ただし、この場合、法令等により控除すべき額があるときはそれを控除した額とする。

3 退職手当は、職員が退職等した日から起算して 1 月以内に支給する。ただし、死亡により退職した場合で退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、第 13 条に該当する場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

第 3 条 次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職等した者に対する退職手当の支給額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表第 1 に掲げる割合を退職等した日におけるその者の俸給月額に乗じて得た額（以下「退職手当の基本額」という。）に第 5 条により計算した退職手当の調整額を加えて得た額（以下「支給額」という。）とする。なお、支給額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 就業規則第 17 条の規定により自己都合退職した場合、同規則第 22 条第 1 項第 1 号から第 4 号のいずれかの規定により解雇された場合
- (2) 業務外の死亡により退職した場合、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）により退職した場合
- (3) 業務外による傷病により退職した場合（前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。）
- (4) 就業規則第 18 条の規定により定年退職した場合（定年に達した日以後定年退職日の前日までに自己都合退職した場合を含む。）、又は就業規則第 20 条第 1 号の規定により退

職した場合

(5) 就業規則第22条第1項第5号の規定により解雇された場合

(6) 業務上の傷病又は死亡により退職した場合

- 2 前項第5号又は第6号に掲げる事由により退職等した者のうち、前項の規定に基づく支給額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を退職等した日におけるその者の俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に乗じて得た額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
1年未満	2. 7
1年以上2年未満	3. 6
2年以上3年未満	4. 5
3年以上	5. 4

- 3 前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職等した日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職等した場合には適用しない。

（俸給月額が給与規則改正以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第4条 退職した者の基礎在職期間中に、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成18年国立美術館規則第17号。以下「給与規則」という。）の改正以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職等した日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第9条第6項又は第10条第4項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び就業規則第22条第2項の規定により解雇又は就業規則第39条第6号により懲戒解雇されたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 規則第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 規則第10条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとしての在職期間
(退職手当の調整額)

第5条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(前条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(別に定める期間があるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた別表第2に掲げる職員の区分に応じて定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

第6条 削除

(早期退職した職員に対する退職手当)

第7条 就業規則第19条の規定により退職した職員に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 独立行政法人国立美術館職員早期退職規則(平成18年規則第24号。以下「早期退職規則」という。)第1条第2項第1号の規定により早期退職した場合
第3条第1項第4号の規定に基づく支給割合による額
- (2) 早期退職規則第1条第2項第2号の規定により早期退職した場合
第3条第1項第5号の規定に基づく支給割合による額

2 第3条第1項第5号、第6号又は前項に掲げる事由により退職等した職員のうち、定年に達する日の6月前までに退職等した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から20年(ただし、就業規則第18条第2項の規定に基づき定められた定年が適用される職員にあつては15年)を減じた年齢以上であるものに対する第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき俸給月額に応じて100分の3(退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第4条第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3(退職等の日において定められているそ

		の者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第4条第1項 第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3(退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第4条第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(諭旨解雇の退職手当)

第8条 就業規則第39条第5号の規定による退職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の支給額は、第3条第1項第1号に基づく支給額の3分の2以内の額とする。

2 就業規則第39条第5号の規定による退職願の提出を勧告し、これに応じない場合の退職手当の支給額は、第3条第1項第1号に基づく支給額の2分の1以内の額とする。

3 前2項の規定は、退職等した後にその者の在職期間中の行為に関し諭旨解雇相当との決定がされた場合に準用する。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職等した日の属する月までの月数による。

3 在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数(当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。)の2分の1に相当する期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

(1) 就業規則第14条第1項第1号から第3号、同項第5号、独立行政法人国立美術館職員休職規則(平成18年国立美術館規則第22号)第3条第1項(いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。)及び同規則第5条第1項の規定による休職の期間

(2) 就業規則第39条第4号の規定による停職の期間

(3) 独立行政法人国立美術館職員育児・介護休業規則(平成18年国立美術館規則第29号)による育児休業の期間(ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1に相当する期間。)

4 第1項から第3項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項第2号から第7号の規定に該当する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

5 前項の規定は、第3条第2項の勤続期間の計算には適用しない。

6 職員が引き続いて他機関の職員となった場合、その者の職員としての在職期間が、当該他機

関の退職手当（これに相当する給付を含む。次項において同じ。）に関する規定により、当該他機関における職員としての在職期間に通算されるときは、この規則による退職手当は支給しない。

7 前項に該当する他機関の職員が、退職手当の支給を受けずに引き続いて職員となった場合は、他機関の在職期間を第1項に規定する在職期間に通算することができる。

8 第1項から第3項の規定は、他機関の職員の在職期間の計算について準用する。

（国等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第10条 職員のうち、国立美術館の要請に応じ、引き続いて国若しくは行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に雇用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に雇用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等」という。）に雇用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、前条第1項にいう職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が国等の要請に応じて、引き続いて職員となるために退職をし、かつ、引き続いて職員となった者の前条第1項にいう在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条（第6項から第8項を除く。）の規定を準用するものとする。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をした場合、又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。

5 第2項の規定に該当する職員のうち、前項に該当する者以外の者がやむを得ない事由により退職等した場合の退職手当の額については、当該退職等した日に国家公務員等に復帰し、国家公務員等として退職したと仮定した場合の、国家公務員等としての在職期間を職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第11条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

（1） 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（2） 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

（3） 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

（4） 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、

養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、そのうちの選任された代表者に支給する。なお、その代表者に退職手当を支払ったときは、同順位者すべてに支払ったものとみなす。

(遺族からの排除)

第12条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職等した場合の退職手当の取扱い)

第13条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職等したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職等した者に対しまだ退職手当が支給されていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第14条 退職等した者に対し退職手当が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職等した日から当該退職手当の支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職等した日から当該退職手当の支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った場合

(3) 退職等した日から当該退職手当の支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に関し、就業規則第38条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当すると思料するに至った場合

- 2 退職手当の支給を一時差し止める措置（以下「一時差止措置」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該退職手当を支給する。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他退職手当を支給することが一時差止措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止措置を受けた者について、当該一時差止措置の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

(3) 一時差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為について、懲戒解雇又は諭旨解

雇に相当する処分がされることなく退職等した日から起算して6月を経過した場合
(退職手当の返納)

第15条 退職等した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

2 退職等した者に対し退職手当の支給をした後において、その者の在職期間中の行為に関し、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当する処分がされたときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

3 前2項の規定により返納されるべき退職手当の額の範囲その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第16条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号）附則第2条第2項の規定により退職手当が支給されなかった者が、引き続き職員として在職し退職等した場合には、平成18年3月31日以前の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を職員の在職期間とみなす。

3 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号）附則第2条第2項の適用を受けた者が、引き続き職員として在職した後、国家公務員等となるため退職等した場合に当該職員としての在職期間が国家公務員等の在職期間に通算されることが定められているときは、第2条第1項の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

4 施行日の前日以前における国家公務員退職手当法第7条第4項に掲げる期間がある場合には、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該在職期間から除算するものとする。

(経過措置)

5 施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国家公務員退職手当法（以下「旧退職手当法」という。）により計算した支給額が、独立行政法人職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）により計算した退職手当の額（以下「退職手当規則額」という。）よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

(施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合の経過措置)

6 施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての退職手当規則額が施行日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧退職手当法により計算した退職手当の額（以下「旧退職手当法額」という。）よりも多いときは、これらの規則にかかわらず、退職手当規則額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号

に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職等した者で勤続期間が25年以上のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円））

イ 退職手当規則により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 退職手当規則額から旧退職手当法額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円））

イ 退職手当規則により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 退職手当規則額から旧退職手当法額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円））

イ 退職手当規則により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 退職手当規則額から旧退職手当法額を控除した額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる期間に退職等した者に対するこの規則による改正後の独立行政法人国立美術館職員退職手当規則別表第1の適用は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表による。

(1) 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間

勤続期間	第3条第1項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.98	0.98	0.98	1.225	1.47	1.47
6月以上1年	0.588						
2年	1.176	1.96	1.96	1.96	2.45	2.94	2.94
3年	1.764	2.94	2.94	2.94	3.675	4.41	4.41
4年	2.352	3.92	3.92	3.92	4.9	5.88	5.88
5年	2.94	4.9	4.9	4.9	6.125	7.35	7.35
6年	3.528	5.88	5.88	5.88	7.35	8.82	8.82
7年	4.116	6.86	6.86	6.86	8.575	10.29	10.29
8年	4.704	7.84	7.84	7.84	9.8	11.76	11.76
9年	5.292	8.82	8.82	8.82	11.025	13.23	13.23
10年	5.88	9.8	9.8	9.8	12.25	14.7	14.7
11年	8.7024	13.5975	10.878	13.5975	13.5975	16.317	16.317
12年	9.5648	14.945	11.956	14.945	14.945	17.934	17.934

13 年	10.4272	16.2925	13.034	16.2925	16.2925	19.551	19.551
14 年	11.2896	17.64	14.112	17.64	17.64	21.168	21.168
15 年	12.152	18.9875	15.19	18.9875	18.9875	22.785	22.785
16 年	15.0822	20.9475	16.758	20.9475	20.9475	24.402	24.402
17 年	16.4934	22.9075	18.326	22.9075	22.9075	26.019	26.019
18 年	17.9046	24.8675	19.894	24.8675	24.8675	27.636	27.636
19 年	19.3158	26.8275	21.462	26.8275	26.8275	29.253	29.253
20 年	23.03	28.7875	23.03	28.7875	28.7875	30.87	30.87
21 年	24.99	30.7475	24.99	30.7475	30.7475	32.487	32.487
22 年	26.95	32.7075	26.95	32.7075	32.7075	34.104	34.104
23 年	28.91	34.6675	28.91	34.6675	34.6675	35.721	35.721
24 年	30.87	36.6275	30.87	36.6275	36.6275	37.338	37.338
25 年	32.83	38.955	32.83	38.955	38.955	38.955	38.955
26 年	34.398	40.719	34.398	40.719	40.719	40.719	40.719
27 年	35.966	42.483	35.966	42.483	42.483	42.483	42.483
28 年	37.534	44.247	37.534	44.247	44.247	44.247	44.247
29 年	39.102	46.011	39.102	46.011	46.011	46.011	46.011
30 年	40.67	47.775	40.67	47.775	47.775	47.775	47.775
31 年	41.846	49.539	41.846	49.539	49.539	49.539	49.539
32 年	43.022	51.303	43.022	51.303	51.303	51.303	51.303
33 年	44.198	53.067	44.198	53.067	53.067	53.067	53.067
34 年	45.374	54.831	45.374	54.831	54.831	54.831	54.831
35 年	46.55	55.86	46.55	55.86	55.86	55.86	55.86
36 年	47.726	55.86	47.726	55.86	55.86	55.86	55.86
37 年	48.902	55.86	48.902	55.86	55.86	55.86	55.86
38 年	50.078	55.86	50.078	55.86	55.86	55.86	55.86
39 年	51.254	55.86	51.254	55.86	55.86	55.86	55.86
40 年	52.43	55.86	52.43	55.86	55.86	55.86	55.86
41 年	53.606	55.86	53.606	55.86	55.86	55.86	55.86
42 年	54.782	55.86	54.782	55.86	55.86	55.86	55.86
43 年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
44 年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
45 年	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86

(2) 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間

勤続期間	第3条第1項の退職事由					
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6 月未満	0	0.92	0.92	0.92	1.38	1.38
6 月以上 1 年	0.552					
2 年	1.104	1.84	1.84	1.84	2.76	2.76
3 年	1.656	2.76	2.76	2.76	4.14	4.14
4 年	2.208	3.68	3.68	3.68	5.52	5.52
5 年	2.76	4.6	4.6	4.6	6.9	6.9
6 年	3.312	5.52	5.52	5.52	8.28	8.28

7 年	3.864	6.44	6.44	6.44	9.66	9.66
8 年	4.416	7.36	7.36	7.36	11.04	11.04
9 年	4.968	8.28	8.28	8.28	12.42	12.42
10 年	5.52	9.2	9.2	9.2	13.8	13.8
11 年	8.1696	12.765	10.212	12.765	15.318	15.318
12 年	8.9792	14.03	11.224	14.03	16.836	16.836
13 年	9.7888	15.295	12.236	15.295	18.354	18.354
14 年	10.5984	16.56	13.248	16.56	19.872	19.872
15 年	11.408	17.825	14.26	17.825	21.39	21.39
16 年	14.1588	19.655	15.732	19.665	22.908	22.908
17 年	15.4836	21.505	17.204	21.505	24.426	24.426
18 年	16.8084	23.345	18.676	23.345	25.944	25.944
19 年	18.1332	25.185	20.148	25.185	27.462	27.462
20 年	21.62	27.025	21.62	27.025	28.98	28.98
21 年	23.46	28.865	23.46	28.865	30.498	30.498
22 年	25.3	30.705	25.3	30.705	32.016	32.016
23 年	27.14	32.545	27.14	32.545	33.534	33.534
24 年	28.98	34.385	28.98	34.385	35.052	35.052
25 年	30.82	36.57	30.82	36.57	36.57	36.57
26 年	32.292	38.226	32.292	38.226	38.226	38.226
27 年	33.764	39.882	33.764	39.882	39.882	39.882
28 年	35.236	41.538	35.236	41.538	41.538	41.538
29 年	36.708	43.194	36.708	43.194	43.194	43.194
30 年	38.18	44.85	38.18	44.85	44.85	44.85
31 年	39.284	46.506	39.284	46.506	46.506	46.506
32 年	40.388	48.162	40.388	48.162	48.162	48.162
33 年	41.492	49.818	41.492	49.818	49.818	49.818
34 年	42.596	51.474	42.596	51.474	51.474	51.474
35 年	43.7	52.44	43.7	52.44	52.44	52.44
36 年	44.804	52.44	44.804	52.44	52.44	52.44
37 年	45.908	52.44	45.908	52.44	52.44	52.44
38 年	47.012	52.44	47.012	52.44	52.44	52.44
39 年	48.116	52.44	48.116	52.44	52.44	52.44
40 年	49.22	52.44	49.22	52.44	52.44	52.44
41 年	50.324	52.44	50.324	52.44	52.44	52.44
42 年	51.428	52.44	51.428	52.44	52.44	52.44
43 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44
44 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44
45 年	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44

- 3 施行日以後に退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、独立行政法人国立美術館職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成18年規則第20号）による改正前の独立行政法人国立美術館職員退職手当規則（以下「平成18年旧規則」という。）により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、この規則による改正後の独立行政法人国立美術館職員退職手当規則（以下「新規則」という。）第3条第1項第1号又は第3号により退職したものにあっては、その者が平成18年旧規則第

3 条第 1 項第 6 号により退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として計算した額)に 100 分の 83.7 (当該勤続期間が 20 年以上の者 (42 年以下の者で新規則第 3 条第 1 項第 1 号により退職したものと及び 37 年以上 42 年以下の者で同条同項第 3 号により退職したものを除く。) にあたっては、104 分の 83.7) を乗じて得た額が、新規則により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

- 4 前項の規定の適用については、同項中「100 分の 83.7」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 83.7」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「104 分の 92」とする。

附 則 (平成 19 年 7 月 4 日国立美術館規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 10 月 31 日 国立美術館規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日 国立美術館規則第 5 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 1 月 30 日 国立美術館規則第 7 号)

この規則は、平成 30 年 1 月 30 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年 3 月 21 日 国立美術館規則第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、60 歳に達した日以後に第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事由により退職等した者 (就業規則第 18 条第 2 項の規定により定められた定年が適用される職員を除く。) に対する退職手当の支給額は、第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事由により退職したものとみなし算出する。ただし、就業規則第 22 条第 1 項第 1 号から第 4 号又は同規則第 39 条第 5 号の規定による退職等の場合は除く。
- 3 第 4 条において、給与規則附則 (令和 6 年 3 月 21 日改正) 第 2 項の規定による職員の俸給月額の設定は、給与規則の改正を理由とする俸給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 4 当分の間、就業規則第 19 条の規定又は第 3 条第 1 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる事由により退職等した者 (就業規則第 18 条第 2 項の規定により定められた定年が適用される者を除く) に対する第 7 条第 2 項の規定の適用については、同項中「定年から 20 年を減じた年齢」とあるのは「45 歳」とし、退職等の事由又は時期に応じ次の各号に定めるとおりとする。

本項において、60 歳と退職等した日におけるその者の年齢との差に相当する年数を「改正前定年前年数」、退職等した日において定められているその者に係る定年と退職等した日におけ

るその者の年齢との差に相当する年数を「改正後定年前年数」とする。

(1) 就業規則第19条の規定により退職した者

第7条第2項の規定において「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」、「6月」とあるのは「零月」とし、第3条第1項及び第4条の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正前定年前年数1年につき俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第4条第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正前定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第4条第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正前定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額に、
第4条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 第3条第1項第5号又は第6号に掲げる事由により60歳に達する日前に退職等した者

第3条第1項及び第4条の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正後定年前年数1年につき俸給月額に応じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第4条第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第4条第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
第4条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(3) 第3条第1項第5号又は第6号に掲げる事由により60歳に達した日以後に退職等した者

第3条第1項及び第4条の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正後定年前年数1年につき俸給月額に応じて100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第4条第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第4条第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
第4条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附 則（令和7年3月28日 国立美術館規則第9号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

勤続期間	第3条第1項の退職事由					
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.837	0.837	0.837	1.2555	1.2555
6月以上1年	0.5022					
2年	1.0044	1.674	1.674	1.674	2.511	2.511
3年	1.5066	2.511	2.511	2.511	3.7665	3.7665
4年	2.0088	3.348	3.348	3.348	5.022	5.022
5年	2.511	4.185	4.185	4.185	6.2775	6.2775
6年	3.0132	5.022	5.022	5.022	7.533	7.533
7年	3.5154	5.859	5.859	5.859	8.7885	8.7885
8年	4.0176	6.696	6.696	6.696	10.044	10.044
9年	4.5198	7.533	7.533	7.533	11.2995	11.2995
10年	5.022	8.370	8.370	8.370	12.555	12.555
11年	7.43256	11.613375	9.2907	11.613375	13.93605	13.93605

12 年	8.16912	12.76425	10.2114	12.76425	15.3171	15.3171
13 年	8.90568	13.915125	11.1321	13.915125	16.69815	16.69815
14 年	9.64224	15.066	12.0528	15.066	18.0792	18.0792
15 年	10.3788	16.216875	12.9735	16.216875	19.46025	19.46025
16 年	12.88143	17.890875	14.3127	17.890875	20.8413	20.8413
17 年	14.08671	19.564875	15.6519	19.564875	22.22235	22.22235
18 年	15.29199	21.238875	16.9911	21.238875	23.6034	23.6034
19 年	16.49727	22.912875	18.3303	22.912875	24.98445	24.98445
20 年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875	26.3655	26.3655
21 年	21.3435	26.260875	21.3435	26.260875	27.74655	27.74655
22 年	23.0175	27.934875	23.0175	27.934875	29.1276	29.1276
23 年	24.6915	29.608875	24.6915	29.608875	30.50865	30.50865
24 年	26.3655	31.282875	26.3655	31.282875	31.8897	31.8897
25 年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075
26 年	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735
27 年	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395
28 年	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055
29 年	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715
30 年	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375
31 年	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035
32 年	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695
33 年	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355
34 年	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015
35 年	39.7575	47.709	39.7575	47.709	47.709	47.709
36 年	40.7619	47.709	40.7619	47.709	47.709	47.709
37 年	41.7663	47.709	41.7663	47.709	47.709	47.709
38 年	42.7707	47.709	42.7707	47.709	47.709	47.709
39 年	43.7751	47.709	43.7751	47.709	47.709	47.709
40 年	44.7795	47.709	44.7795	47.709	47.709	47.709
41 年	45.7839	47.709	45.7839	47.709	47.709	47.709
42 年	46.7883	47.709	46.7883	47.709	47.709	47.709
43 年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44 年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
45 年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

別表第 2

- 1 (1) 平成 8 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの間の基礎在職期間における職員の区分に応じて適用する

区 分	調整月額	職員の区分
第 1 号区分	9 5, 4 0 0 円	指定職俸給表 9 号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 2 号区分	7 8, 7 5 0 円	指定職俸給表 4 号俸から 8 号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 3 号区分	7 0, 4 0 0 円	指定職俸給表 1 号俸から 3 号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 4 号区分	6 5, 0 0 0 円	一般職俸給表 1 1 級を受けていた者

		研究職俸給表 5 級を受けていた者で別に定める者
第 5 号区分	5 9, 5 5 0 円	一般俸給表 1 0 級を受けていた者
		研究職俸給表 5 級（第 4 号区分の者を除く）を受けていた者 で別に定める者
第 6 号区分	5 4, 1 5 0 円	一般職俸給表 9 級を受けていた者
		研究職俸給表 5 級（第 4 号区分及び第 5 号区分の者を除く） を受けていた者で別に定める者
第 7 号区分	4 3, 3 5 0 円	一般職俸給表 8 級を受けていた者
		研究職俸給表 5 級（第 4 号区分、第 5 号区分及び第 6 号区分 の者を除く）を受けていた者
第 8 号区分	3 2, 5 0 0 円	一般職俸給表 7 級を受けていた者
		技能・労務職俸給表 6 級を受けていた者で別に定める者
		研究職俸給表 4 級を受けていた者
第 9 号区分	2 7, 1 0 0 円	一般職俸給表 6 級を受けていた者
		技能・労務職俸給表 6 級（第 8 号区分の者を除く）を受けて いた者
		研究職俸給表 3 級を受けていた者
第 10 号区分	2 1, 7 0 0 円	一般職俸給表 4 級又は 5 級を受けていた者
		技能・労務職俸給表 3 級を受けていた者で別に定める者又 は 4 級若しくは 5 級を受けていた者
		研究職俸給表 2 級を受けていた者で別に定める者
第 11 号区分	零	第 1 号区分から第 1 0 号区分までのいずれの職員の区分に も属しないこととなる者

（２）平成 1 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分に応じて適用する。

区 分	調整月額	職員の区分
第 1 号区分	9 5, 4 0 0 円	指定職俸給表 6 号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 2 号区分	7 8, 7 5 0 円	指定職俸給表 1 号俸から 5 号俸までの俸給月額を受けてい た者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 3 号区分	7 0, 4 0 0 円	一般職俸給表 1 0 級を受けていた者
		研究職俸給表 6 級を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 4 号区分	6 5, 0 0 0 円	一般職俸給表 9 級を受けていた者
		研究職俸給表 5 級を受けていた者で別に定める者
第 5 号区分	5 9, 5 5 0 円	一般俸給表 8 級を受けていた者
		研究職俸給表 5 級（第 4 号区分の者を除く）を受けていた者 で別に定める者
第 6 号区分	5 4, 1 5 0 円	一般職俸給表 7 級を受けていた者
		研究職俸給表 5 級（第 4 号区分及び第 5 号区分の者を除く） を受けていた者で別に定める者
第 7 号区分	4 3, 3 5 0 円	一般職俸給表 6 級を受けていた者
		研究職俸給表 5 級（第 4 号区分、第 5 号区分及び第 6 号区分

		の者を除く)を受けていた者
第8号区分	32,500円	一般職俸給表5級を受けていた者
		技能・労務職俸給表5級を受けていた者で別に定める者
		研究職俸給表4級を受けていた者
第9号区分	27,100円	一般職俸給表4級を受けていた者
		技能・労務職俸給表5級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		研究職俸給表3級を受けていた者
第10号区分	21,700円	一般職俸給表3級を受けていた者
		技能・労務職俸給表3級を受けていた者で別に定める者又は4級を受けていた者
		研究職俸給表2級を受けていた者で別に定める者
第11号区分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

2 規則第5条に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 国立美術館職員育児・介護休業規則(平成18年国立美術館規則第29号)による育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)

退職した者が属していた別表第2に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。が同一である育児休業の期間にあっては、職員の区分が同一である育児休業の期間ごとにそれぞれの最初の育児休業の期間から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある育児休業の期間、退職した者が属していた職員の区分が同一である育児休業の期間がない育児休業期間にあっては当該育児休業期間

(2) 就業規則第14条第1項第1号から第3号、同項第5号、国立美術館職員退職規則(平成18年国立美術館規則第22号)第3条第1項(いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。)及び同規則第5条第1項の規定による退職の期間、就業規則第39条第4号の規定による停職の期間及び国立美術館職員育児・介護休業規則規則(平成18年国立美術館規則第29号)による育児休業の期間(前号に規定する場合を除く。)(以下「退職月等」という。)

退職した者が属していた職員の区分が同一である退職月等がある退職月等にあっては職員の区分が同一である退職月等ごとにそれぞれの最初の退職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある退職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である退職月等がない退職月等にあっては当該退職月等

3 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの又は規則第3条第1項第1号により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、規則第5条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者には、規則第5条及び前号の規定により計算した退職手当の調整額は、支給しない。

(1) 規則第3条第1項第1号により退職する者でその勤続期間が9年以下の者

(2) その者の非違により退職したもので、退職の日から起算して3月前までに当該非違を
原因として就業規則第39条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

5 退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その
者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに
属していたものとする。